

平成23年第6回涌谷町議会定例会（第2日）

平成23年6月22日（水曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 報告第 1号の上程、説明、質疑

1. 報告第 2号の上程、説明、質疑

1. 報告第 3号の上程、説明、質疑

1. 報告第 4号の上程、説明、質疑

1. 報告第 5号の上程、説明、質疑

1. 報告第 6号の上程、説明、質疑

1. 議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第38号～議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 農業委員の推薦について

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

1. 閉 会

午前10時開議

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤稔雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	総務企画課参事	菅原孝治君
総務企画課参事兼課長	城口貴志生君	町民税務課副参事	吉名正彦君
町民税務課統括主幹兼危機管理室長	高橋宏明君	町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター健康福祉課長	佐々木忠弘君	町民医療福祉センター技術次長兼副参事	千葉昌子君
産業振興課長	平塚盛茂君	商工観光室長	小野寺和敏君
建設水道課参事兼課長	村上芳行君	建設水道課統括主幹	沢田勝治君
会計管理者兼会計課長	大友信一君	教育委員会教育長	木村達夫君
教育文化課長	高橋勝一君	教育文化課統括主幹	三塚尚登君
教育文化課統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（大橋信夫君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

ここで、開会前に城口総務企画課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） おはようございます。

町民税務課長の安部課長なのですが、不幸が起きて出席することができませんので、かわりまして副参事の吉名が出席しますことをご了承いただきたいと思ひます。

○議長（大橋信夫君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大橋信夫君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程に入ります。

日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）、（第7号）を専決第1号及び専決第2号においてそれぞれお認めをいただきました7事業につきまして総額9,587万8,000円を平成23年度に繰り越しいたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の方ですけれども、1ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてでございますが、一般会計で平成22年度から平成23年度に明許繰越した内容の報告でございます。

2ページをお開きください。

七つの事業について繰り越してしておりますけれども、まず1番目の庁舎解体及び駐車場整備事業と4番目の医

療福祉センター修繕・改修等事業、その下の勤労青少年ホーム補修事業、そしてその下の町道補修事業の4事業につきましては、きめ細かな交付金事業対象事業でございまして、1月補正で明許繰越したものでございます。

それから、上から2番目の宮城県議会議員選挙費につきましては専決第2号、次の災害救助経費は専決第1号、そして一番下の道路施設改良事業については3月補正で明許繰越したものでございます。

以上、7事業で合計9,587万8,000円を繰り越したものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第2、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、報告第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきの3月定例会議会でお認めをいただきました涌谷浄化センター沈砂地ポンプ棟建設工事の施工に伴う工事費の繰り越しで、仮設工法の変更によりまして8月末まで完成がおくれますことから繰り越したものでございますので、報告申し上げます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 議案書の3ページをお開きいただきます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてでございます。

次のページをお開きいただきます。

さきの3月議会でお認めいただきました下水道建設費の繰越明許費でございますが、8,000万円の繰り越しを行ったものでございます。

繰り越しの理由でございますが、ただいま町長から説明ございましたように、涌谷浄化センターの沈砂地ポンプ棟建設工事におきまして、地質の状況が設計で想定したのと違っていたことから、土どめ支保工などの仮設、検討の不測の日数を要しまして年度内完成が見込めなくなったものです。工事の進捗率でございますが、現在78.5%で、完成は平成23年8月末の予定でございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第3、報告第3号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 報告第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成22年度内に上谷地地内及び追波南地内に給配水管布設工事を施工予定しておりましたが、東日本大震災によりまして年度内完成することが困難となり平成23年度に繰り越しいたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いをお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、報告第3号についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページでございます。

報告第3号 繰越計算書についてでございます。

次のページをお開きいただきます。

平成22年度水道事業会計予算繰越計算書でございますが、建設改良費において今回の大地震の影響で年度内に事業を完了することが困難となりまして、664万300円の繰り越しを行ったものでございます。内容でございますが、設計業務が1件、配水管工事が2件でございます。設計業務1件と配水管工事1件につきましては、5月に完了いたしまして、残る配水管工事1件につきましては河川区域内の工事であるため、渇水期となる11月に完成する予定でございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第4、報告第4号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 報告第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、建設改良費につきまして、設計諸条件及び基礎工法の選択に当たり不測の日数を要したため、また病院事業費用につきましては東日本大震災の影響で年度内に事業を完了することが困難となったため予算を繰り越しいたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 議案書の7ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第4号 繰越計算書についてでございます。

8ページ、お開きいただきたいと思ひます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の繰り越しを行うものでございまして、上段のエネルギー棟外壁クラック改良工事、これは一般会計との兼ね合いで繰り越しを行ったものでございます。

それから、次の段でございますが、医師住宅改修事業でございますが、これは当初まとめて工事をする予定だったのですが、先生方が住まいしているために一棟一棟の工事をしなくてはならなくなりまして、そのために日数を要したということで、これは工事完了を済ませてございます。

それから、次の段、公営企業法第26条第2項の規定による繰り越しでございます。

これは自家発電機の更新を予定していたのですが、説明にございましたように、太平洋沖地震によりまして年度内完成ができなかったもので、これも現在工事は完了しております。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第5、報告第5号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 報告第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路新設改良事業ほか3事業につきまして、東日本大震災により年度内事業を完了することが困難となりましたので、事故繰越しとして総額1,725万6,200円を平成23年度に繰り越しいたしたものでございましたのでご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の9ページお開きください。

報告第5号 事故繰越し繰越し計算書についてでございます。

10ページをお開きください。

四つの事業を事故繰越ししております。道路新設改良事業、道路補修事業、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、それから涌谷町河川防災ステーション整備事業の4事業で、繰越し額は合計で支出未済額分の1,725万6,200円となっております。それぞれ東日本大震災に伴い年度内に事業を完了することが困難となったために事故繰越ししたものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第6、報告第6号 事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 報告第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災にかかる工事費の繰り越しで、3月末に完成予定の工事が震災によりまして完成が見込めなくなったため事故繰越しいたしましたものでございまして、このことにつきまして報告申し上げます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 報告第6号についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきます。

事故繰越し繰越し計算書についてでございます。

12ページをお開きいただきます。

下水道建設費において、大地震により年度内に事業を完了することが困難となりまして、1,366万6,500円の繰り越しを行ったものでございます。

内容でございますが、汚水管渠工事が4件、舗装復旧工事が2件となっております。汚水管渠工事3件につきましては5月中に工事が完了いたしまして、残りの汚水管渠工事1件と舗装本復旧工事2件につきましては7月末に工事が完了する予定でございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第7、議案第37号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第37号の提案の理由を申し上げます。

本案は、このたびの東日本大震災への対応といたしまして、地方税法の一部を改正する法律、平成23年法律第30号が平成23年4月27日に公布施行されたことに伴いまして、涌谷町町税条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例及び固定資産税の特例を受けようとする申告等についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課副参事。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） それでは、議案第37号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

ただいま町長が申し上げましたように、このたびの東日本大震災への対応として、国におきまして地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布施行されました。涌谷町といたしましても、被災の状況等を踏まえ被災納税者の負担軽減等を図るため、町税条例を改正するものであります。改正は、附則に3条を加えるものです。

第23条は、東日本大震災に係る雑損控除額の額等の特例です。

第1項につきましては、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について所得割の納税義務者の選択により、平成23年度町民税での適用、つまり平成22年所得からの控除を可能とする特例措置でございます。

第2項につきましては、その年度で控除できなかった金額について繰越可能期間における特例措置でございます。

第3項及び第4項につきましては、第1項の規定により控除された金額のうち所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の家族の有する資産について受けた損失があるときの雑損控除及び繰越措置については、第1項、第2項と同様に取り扱う規定です。

次のページをお願いします。

第5項につきましては、第1項の雑損控除の適用を受けようとする場合、町民税の申告書にその旨の記載がある場合に限り適用するものですが、災害発生日の3月11日は多くの方が所得申告を終わっておりましたので、括弧書きの町長が認める場合も適用するものでございます。

第24条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例です。この規定は、住宅ローン控

除の適用住宅が大震災により滅失等で居住ができなくなった場合においても、残存期間の継続適用を可能とするものでございます。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定は、特別控除等の適用期間の特例です。また、租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除で、附則の読みかえ適用をするものでございます。

次のページでございます。

第25条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございます。第1項ですが、滅失損壊した住宅の敷地として用いていた土地、すなわち被災住宅用地として税の軽減を受ける特例適用については、1月31日までに1号から3号で規定する当該土地に関する申告書を提出するものでございます。

第1号は、納税義務者の住所、氏名又は附則第33条関係ですが、3月11日以後に被災住宅用地を取得した個人、法人又は被災住宅用地の共用分を取得した個人、法人である場合は、平成23年度賦課期日に被災土地を所有していた者との関係でございます。

第2号は、賦課期日に存していた家屋の所有者及び家屋番号。

第3号は、住宅用地の場合、課税標準の特例として軽減されてはいますが、住宅用地として使用することができない理由、これは大震災による滅失損壊でございます。

第2項ですが、軽減を受ける土地については、平成24年度から平成33年度までの10年度分について住宅用地とみなし、住宅用地として1月31日までにする申告は適用しないものでございます。

第3項ですが、被災共用家屋の敷地に供されていた土地の固定資産税額の按分の申し入れは、代表者が1月31日までに提出する規定です。申し入れに記載する事項は、第1号から第5号までにそれぞれ規定するものです。

第4項は、特定被災共用土地にみなされた仮換地等ですが、被災住宅用地にかわる土地を取得した場合を指すもので、その際の按分の申し出については、第3項の規定の読みかえでございます。

附則ですが、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号～議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第8、議案第38号 平成23年度東日本大震災による被害者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例と日程第9、議案第39号 平成23年度東日本大震災による被害者に対する涌谷町介護保険料の減免に関する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋莊治君） ただいま一括上程されました議案第38号及び議案第39号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災されました町税等の納税義務者及び介護保険の第1号被保険者に対しまして、平成23年度分の税額等を減免いたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、人的または住宅に損害があった場合に損害の程度に応じて、また収入の減少が前年の収入の10分の3以上である場合には、前年との合計所得に応じてそれぞれ減免いたそうとするものでございます。さらに、福島原子力発電所の事故によりまして避難等を行った方に対しましては、税額等を全部免除をいたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課副参事。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） それでは、議案第38号 平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

第1条、趣旨ですが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、大震災により被害を受けた納税義務者に対し、平成23年度分の町民税、固定資産税、国民健康保険税を減免するものです。

第2条は、町民税の減免についてであります。

第1項は、納税義務者が死亡または行方不明の場合、全額免除、障害者となったときは9割を減免するものです。

第2項は、納税義務者等の所有する住宅が半壊以上の損害を受けた場合、合計所得金額1,000万円以下を対象にそれぞれの損害の程度、所得金額に応じて減免するものです。

18ページ、お願いいたします。

第3条は、固定資産税の減免です。納税義務者が所有する土地、家屋、償却資産について、受けた損害の程度に応じて減免するものです。

第4条は、国民健康保険税の減免でございます。今回の減免に伴う減少額につきましては、保険者への財政支援として災害臨時特例補助金及び特別調整交付金により国が全額補てんする予定であります。その補てん対象となる減免基準が示されているため、それに準じたところであります。

第1項は、納税義務者が死亡または行方不明の場合、全額免除、障害者となったときは9割を減免いたすものでございます。

第2項は、納税義務者が居住する住宅が半壊以上の損害を受けた場合、合計所得金額が1,000万円以下を対象に損害の程度に応じて減免をいたすものでございます。

20ページでございます。

第3項は、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年度比3割以上で前年度の合計所得金額が1,000万円以下である場合、表1にあります世帯合計所得金額に占める減少事業収入等の割合に応じた国民健康保険税額、これを対象国民健康保険税額と言いますが、合計所得金額に応じて減免するものです。

なお、生計維持者が事業の廃止や失業の場合には、合計所得金額にかかわらず対象国民健康保険税額を全額免除とするものです。

また、非自発的の失業者に対する軽減制度が適用される場合については、前年給与所得を3割とみなして算定し、給与収入の減少に伴う減免は行わないものでございます。

第4項は、福島原子力発電所の事故により、内閣総理大臣の指示対象地域であるため避難または退避した者、原子力災害対策本部長指示対象となっている世帯について減免いたすものでございます。

第5項は、第1項から第4項までの複数に該当する場合、減免額の大きいものを一つを適用するものでございます。

第5条は減免の申請、第6条は減免の取り消し、第7条は規則への委任であります。

続きまして、議案第39条 平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町介護保険料の減免に関する条例についてご説明いたします。

議案書23ページをお開きいただきたいと思います。

基本的に議案第38号と同様の考えでございます。

第1条、趣旨ですが、議案第38号と同じでございます。

第2条第1項ですが、第1号被保険者の生計維持者が死亡または行方不明の場合、全額免除、障害者となったときは9割を減免するものです。

第2項は、第1号被保険者が居住する住宅が半壊以上の損害を受けた場合、損害の程度に応じて減免するものです。

第3項は、議案第38号と同じでございます。

なお、今回の減免に伴う減少額については、保険者への財政支援として介護保険災害臨時特例補助金より国が全額補てんする予定でございます。その補てん対象となる減免基準が示されているため、それに準じたところであります。

第3条は減免の申請、第4条は減免の取り消し、第5条は規則への委任であります。

附則でございますが、議案第38号及び第39号とも公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

2番。

○2番（久 勉君） 39号はわかったのですが、ちょっと38号で近隣市町村の対応というのですか、それはどうなっているか。同じような減免の割合なのか、または涌谷はよそと違うのかとか、そういうことがあります。

ましたら。

○議長（大橋信夫君） 休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

町民税務課副参事。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） 美里との比較でございますが、美里は減免の割合を2段階でやっております、大規模半壊を全壊とみなしたということで2段階の減免になってございます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） そういうことじゃなくて、例えば2条で死亡したときとか、行方不明、障害者であるときはこうですか、大規模というのはどこなのですか。それは固定資産税の話でしょう。一つ一つじゃないとわからないのではないですか、比較は。2条の1項ではこう決めていますよと。2条の2項ではまたこうですよとか。固定資産税の減免は第3条ですよと。ただ美里は2段階ですよという説明だけではどう理解していいのか。どこのことを言ったのかもわからないし。国民健康保険税はじゃあどうなのとか、美里だけでなく例えば大崎市とか、加美とか、例えば石巻は多分まだこういうのを決められる状態ではないと思いますけれども、もし石巻でも決めているのだったら、そういう情報があれば教えてくださいということです。

○議長（大橋信夫君） 吉名副参事。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） それでは、お答えいたします。

まず、町民税の減免については同じでございます。第2条の町民税の減免につきましては、減免の割合等は同じで、区分割合等は同じでございます。（「どこの」の声あり）すみません、美里と今比較させていただいておりました。大崎は今資料等がちょっと手持ちではございませんので、美里と比較をさせていただいております。

それから、先ほど申し上げましたように、固定資産税につきましては、この基準が涌谷に関しましては全壊、大規模半壊、半壊というふうに分けてございますが、美里の場合は全壊、大規模半壊が一つと、それから半壊というふうに分けておるものでございます。（「割合は」の声あり）割合につきましては、10分の10と、それから半壊のところでは10分の5というふうになってございます。

それから、国民健康保険税につきましては、1項でございますが、これは同じでございます。それから、同じように損害の程度につきましては3段階が2段階になっておるものでございます。それから、減免の割合も10分の10と10分の5でございます。

美里との比較でございました。申しわけございませんでした。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 減免される見込み額、それからその補充策、あるのかないのか。もしあったとすれば、ど

ういった補充策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課副参事。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） 見込み額でございますが、これにつきましてはこれから申請を受け付けるものでございますので、今のところ影響額としては件数、影響額は未定でございます。

それから、申請は一応8月の末をめどに申請をしていただきたいと考えておりますが、それで財源の手だてといたしましては、町税につきましては歳入欠陥債を予定しております。それから、国保税につきましては、災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で全額補てんを予定しております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 見込み額は、要するにあれですか、見ていないということなのでしょうか、今の答弁は。実際に申請を受けた結果でその金額はつかんでいくのだということですか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課副参事。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） 現状におきましては、まだ影響額につきましては先ほども申し上げましたように、算定できていない、始まっていない状況でございますので、まだ現状では未定となっております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号 平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町介護保険料の減免に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町介護保険料の減免に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第10、議案第40号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第40号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億3,569万円を追加し、総額を72億2,458万1,000円にいたそうとするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入ではまず国庫支出金において東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費補助金や各種災害復旧事業費補助金を増額いたし、国から直接農業再生協議会へ交付されることとなりました農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金や災害復旧事業推進のため事業を先送りすることとした幼保一元化施設整備事業の学校施設環境改善交付金を減額いたそうとするものでございます。

県支出金につきましては、災害救助法に基づき被災者の皆様を受け入れするための応急仮設住宅として町営住宅等を整備するための県負担金や住宅応急修理負担金等の増額、また木造住宅の耐震診断助成事業補助金や地域福祉計画策定のための長寿社会づくりソフト事業費交付金の増額をお願いいたすものでございます。

次に、繰入金につきましては、介護保険事業勘定特別会計からの前年度精算に係る繰入金を増額いたし、また出納閉鎖による前年度繰越金の増額を見込むとともに、歳入歳出差額分について財政調整基金繰入金を減額いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、まず議会費において議員報酬等の削減に伴いまして人件費を減額し、総務費におきましては人事異動や共済組合負担金の確定により増減をいたし、また震災のため平成22年度の事業の執行ができませんでした。旧涌谷消防署の改修工事や前年度繰越金に係る財政調整基金積立金で増額いたそうとするものでございます。

民生費におきましては、地域福祉計画や障害者福祉計画の策定に係る調査業務、高齢者福祉複合施設のプリンター設置工事の設計管理委託料等の増額をいたし、また本年度に事業実施を予定しておりました幼保一元化施設整備に係る経費につきましては、災害復旧推進のため次年度以降に先送りすることといたし、減額をお願いいたすものでございます。

また、災害救助経費におきましては、今後の避難所等運営に係る経費を見込むとともに、災害廃棄物処理や応急仮設住宅整備、被災住宅解体工事撤去に係る経費や埋葬・火葬費用及び被災住宅応急修理事業費補助金、災害援護資金貸付金について増額いたそうとするものでございます。

次に、農林水産業費においては、町農業再生協議会補助金を減額いたし、商工会費においては企業誘致セミナー関連経費や涌谷町観光物産協会補助金を減額いたそうとするものでございます。

土木費におきましては、今回の震災によりまして木造住宅の耐震診断の需要を見込み、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金を減額し、木造住宅耐震診断に係る経費を増額するとともに、渋江三十軒線アンダーパスの配水ポンプ場の制御盤の改修費用を計上いたしております。

教育費におきましては、小学校海外研修補助金、小里小学校外壁改修工事を減額いたし、震災により事業実施できませんでした月将館改修工事について改めて計上いたしております。

また、公民館費につきましては、震災により涌谷公民館の使用ができなくなりましたことから、事務室の移転に係る費用を増額し、各講座等、公民館事業の中止によりまして減額をお願いいたすものでございます。

最後に、災害復旧費におきましては、現在、公共土木債の査定が行われているところでございますが、農道等の農業施設を初め、各施設の災害復旧に係る経費を見込み、増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書（第1号）の5ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表地方債補正でございます。

1 地方債の追加。

道路整備事業で1,080万円の増額でございます。これは、制度改正によりこのページの下の方、地方債の廃止というところの地方道路等整備事業がありますが、これから組み替えになって充当率が上がったものでございます。

次の公園災害復旧事業につきまして50万円の増、城山公園の安全さく等の修繕に係るものでございます。

次の公営住宅災害復旧事業200万円の増、八雲住宅排水管等の修繕に係るものでございます。

次の農業施設災害復旧事業370万円の増、農道永根線、農道上谷地線の復旧工事に伴うものでございます。

次の公立学校施設災害復旧事業3,560万円の増ですが、町内にあります小学校、中学校、幼稚園、そして給食センターの復旧工事に係るものでございます。

その次のその他公共施設公用施設災害復旧事業6,430万円の増額ですけれども、上以外の主な施設、天平の湯、天平ろまん館、医療福祉センター、西庁舎、世代館・研修館、改善センター、その他施設の災害復旧に係るものでございます。

2 地方債の廃止。こちらは、減額、ゼロになったものでございます。

まず、児童福祉施設整備事業1億5,410万円でございますが、これは幼保一元化施設整備の見直しにより廃止になるものでございます。

次の地方道路等整備事業810万円につきましては、先ほど説明しましたように、制度改正により道路整備事業へ組み替えになるものでございます。

それから、幼稚園施設整備事業3,820万円が廃止になりますが、幼保一元化施設整備見直しに係るものでございます。

一番下の小学校整備事業につきましては、小里小学校の外壁等改修事業見直しによる廃止でございます。

次のページをお開きください。

地方債の変更でございます。

老人福祉施設整備事業で380万円が1,130万円と750万円増になっております。内容は二つございまして、まず下の方の欄に介護サービス施設整備事業というのがあるのですが、こちらの方で減額になった分、これは生活

支援ハウス分なのですけれども、その分がまず増になっております。

それから、グループホームのスプリンクラー整備事業に係るものが対象事業に加わったことで、合わせて750万円の増となっております。

次の介護サービス施設整備事業3,300万円が2,610万円で690万円の減額でございます。上の老人福祉施設整備事業に組み替えになった減額でございます。

その次の災害廃棄物処理事業4,060万円が1億590万と6,530万円の増額になっておりますけれども、廃家電リサイクル手数料、それから瓦れき処理に係る委託料等の増額によるものでございます。

一番下、災害援護資金貸付金1,000万円が3,000万円で2,000万の増でございます。これは今後の見込みによる増額でございます。

それでは、10ページ、11ページをお開きください。

○教育文化課長（高橋勝一君） 歳入でございます。

12款分担金及び負担金4目教育費負担金の①日本スポーツ振興センター負担金6,000円の減額でございますが、保護者負担金の額の確定に伴いまして減額するものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の公民館使用料でございます。

危険建物ということで使用不可能となったため、全額を減額いたすものでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、災害廃棄物事業費補助金でございますが、震災ごみの処理に係る事業費の2分の1が補助されるものでございます。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次に、4目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金、農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金といたしまして545万5,000円の減額をお願いするものでございますが、4月27日に涌谷地域水田農業推進協議会と涌谷町担い手総合支援協議会が国の指導によりまして整理統合されまして、新しく涌谷地域農業再生協議会と名称が変更いたしました。地域の農業振興を図ることになりまして、それに伴いましての補助金交付が再生協議会に国から直接交付されるため、今回の減額をお願いするものでございます。

次に、2節の農林水産業施設災害補助金、農業施設災害復旧事業費補助金といたしまして887万2,000円の増額をお願いするものでございますが、東日本大震災に伴いまして災害復旧工事で農道永根線と農道上谷地線の2路線の復旧工事をお願いするものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 5土木費国庫補助金⑧社会資本整備総合交付金80万8,000円の減額でございますが、震災によりまして今年度取り組む事業を精査いたしました結果、差し引き80万8,000円の減額になったものでございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、7目教育費国庫補助金3節幼稚園費補助金の②学校施設環境改善交付金1,311万5,000円の減額でございますが、先ほど町長の提案理由にもありましたが、東日本大震災の復旧・復興に伴って今回見直したことに伴いますひなた幼稚園に対する大規模改造事業補助金について予算措置しておりました全額を減額いたすものでございます。これにつきましては、幼保一元化施設の改修事業を先送りしたことによるものでございます。

次の5節文教施設災害補助金の①公立学校施設災害復旧事業費補助金7,120万円の増額でございますが、東日本大震災で被害を受けました小・中学校、幼稚園、給食センター等の復旧経費見込み額の補助率3分の2につ

いて予算措置いたすものでございます。

次のページ、12、13ページをお願いします。終わります。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

説明をお願いします。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、12ページ、13ページをお開きください。

民生費委託金でございます。④の子ども手当事務費交付金については12万6,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、議員の方々もご承知だと思いますが、子ども手当につきましてはつなぎ法案ということで4月から9月までという6カ月間でございまして、それ以降については見通しがつかないということで、6カ月分を減額するものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、15款県支出金、民生費県負担金②応急仮設住宅整備県負担金652万9,000円の増額でございますが、平成23年度一般会計補正予算専決第1号で承認いただきました被災者住宅として公営住宅等の修繕にかかわる県負担金の増額でございます。内容といたしましては、一本柳住宅1戸、県営住宅2戸、それから淡島住宅の追加工事分をお願いするものでございます。

続きまして、③住宅応急修理県負担金5,200万円の増額でございますが、この県負担金につきましても平成23年度一般会計補正予算専決第1号で50戸分を承認いただきましたが、罹災証明で全壊、大規模半壊の方が大幅にふえましたことから、今回さらに100戸分の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の埋火葬費負担金でございますが、災害関連死につきまして災害救助法により埋火葬費の全額補助ということで、歳出増額をお願いするものでございます。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 県補助金、民生費県補助金の④長寿社会づくりソフト事業費交付金につきましては、地域福祉計画等策定に伴う実態調査、分析費用として補助金が認められましたので、今回429万9,000円を増額するものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 6 土木費県補助金⑤木造住宅耐震診断助成事業補助金119万円の増額でございますが、当初予算で5戸分を計上いたしておりましたが、震災によりまして住家の耐震に不安を持って生活している方が大変多いことから、今回35戸ふやし合計40戸をお願いするものでございます。

続きまして、⑥木造住宅耐震工事助成事業補助金15万円の減額でございますが、当初予算で2件分ほどお願いしておりましたが、震災を受け木造住宅耐震診断助成事業補助金を増額をお願いしておりまして、また災害救助法の住宅応急修理制度もあることから、今年度は見合わせるものとしたものでございます。それぞれ増額、減額をお願いするものでございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、8目教育費県補助金6節小学校費補助金③学力向上パワーアップ支援事業

補助金37万6,000円の増額でございますが、昨年度に引き続き算数、数学の学力向上を取り上げ、取り組むこととしていただいております。今回、これに関しまして県単事業の市町村教育委員会学力向上パワーアップ支援事業として認定されましたことから、補助基準の総事業費の2分の1の金額について予算措置をいたそうとするものでございます。なお、歳出におきましても、対象経費について増額をお願いしているところでございます。

次の⑤ソーシャルワーカー活用事業委託金で7万4,000円の減額でございますが、事業委託金額の県の内示によりまして減額をいたそうとするものでございます。終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の寄附金、一般寄附金372万7,000円の増額ですが、5月末までの実績によるものでございます。主なものとしましては、全国町村会200万、宮城県町村会100万円などとなっております。

14ページ、15ページをお開きください。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 次の介護保険事業勘定特別会計繰入金①の介護保険事業勘定特別会計繰入金につきましては、22年度精算分として761万7,000円を繰り入れするものでございます。終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の2基金繰入金、財政調整基金繰入金1億8,700万円の減ですけれども、歳入歳出の差額分について基金繰入金を減額するものでございます。

次の繰越金1億3,000万円の増ですが、前年度繰越金でございます。前年度の出納閉鎖により繰越金の増額をお願いするものでございまして、なお精算分につきましては9月補正にて計上予定でございます。

続きまして、21の町債でございます。社会福祉施設整備事業債の中の老人福祉施設整備事業債750万円の増につきましては、生活支援ハウススプリンクラーとグループホームスプリンクラー設置に伴う増額です。

次の児童福祉施設整備事業債1億5,410万円の減額ですが、幼保一元化施設見直しに伴う減額です。

次の介護サービス施設整備事業債690万円の減額ですが、上の老人福祉施設整備事業債に組み替えになったものでございます。

それから、次の地方道路等整備事業債810万円の減と次の道路整備事業債1,080万円の増につきましては、組み替えになり充当率が上がったものでございます。

次の幼稚園施設整備事業債3,820万円の減につきましては、幼保一元化施設見直しに伴う減額、次の小学校整備事業債1,490万円につきましては小里小学校の外壁等の修繕工事の見直しに伴う減額です。

それから、公園災害復旧事業債50万円の増につきましては、城山公園の安全さく等の修繕でございます。

次の公営住宅災害復旧事業債200万円の増につきましては、八雲住宅排水管等の修繕にかかわるものでございます。

次の農業施設災害復旧事業債370万円の増につきましては、農道永根線、上谷地線の復旧工事に伴うものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

公立学校施設災害復旧事業債3,560万円の増ですが、町内小学校、中学校、幼稚園、給食センターの復旧工事に係るものでございます。

次のその他公共施設・公用施設災害復旧事業債6,430万円の増につきましては、第2表地方債補正で説明したとおり、天平の湯ほかの施設の復旧工事に係るものでございます。

次の災害廃棄物処理事業債6,530万円の増につきましては、瓦れき処理等に係る委託料等の町債でございます。次の災害援護資金貸付金につきましては2,000万円の増ですが、今後の見込みによるものでございます。

それでは、引き続き歳出にまいります。

それでは、歳出ですけれども、最初に人件費の補正の内容を説明したいと思いますので、予算書の50ページをお開きください。

まず、1特別職の(1)総括というところの表を見てください。表の左側の方に補正後、補正前、比較というふうに3段に分かれております。それで、下の方の比較のところの一番下、計の欄をごらんください。補正後、補正前との比較が載っております。報酬の計、それから給料の計、それから期末手当の計、そして少し右の方の共済費計の列でそれぞれ減額となっております。これは、3月議会で提案されました条例に基づきまして、町長、副町長、議員さん方の給料、報酬を減額することに伴い、それぞれ減額するものでございます。町長、議員は10%、副町長8%の減となるものでございます。

それでは、続いて右側、一般職(1)総括の表をごらんください。これも同じように左側の方の補正後、補正前、比較で、この比較のところをごらんいただきたいのですけれども、数値の増減につきましては主に4月1日の人事異動に伴うものでございます。職員数が増となりまして、給料が減、職員手当で増、共済費で減となっております。共済費、ちょっと大きいのですけれども、共済費の減額につきましては、拠出金率の算定根拠となっている国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案が未成立となったことに伴いまして、当初予定していた率に変更されたことが大きく減額となった主な理由でございます。

なお、左側、50ページの特別職の共済費の減額につきましても同じ理由でございます。

それから、その下の職員手当の内訳については、ごらんとおりです。なお、教育長の減額につきましては、この一般職の方に含まれております。

それでは、歳出の18ページ、19ページをお開きください。

○議会事務局長(高橋正幸君) それでは、18ページ、19ページでございます。

議会管理運営経費でございます。ただいま説明ございましたように、議員報酬、期末手当につきましては、3月定例会提案議発3号で議員報酬を平成23年度10%減額したことに伴います減額でございます。議員共済組合負担金につきましては、その減額に伴いまして標準報酬月額が下がったことによりまして、地方議会議員年金制度廃止に伴う標準報酬総額に応じた地方公共団体負担が減額になったものでございます。費用弁償につきましては、同じく3月定例会で、議発1号で、23年度における町内の会議・委員会の費用弁償につきましては支給しないことに伴います減額でございます。負担金につきましては、県議長会、臨時総会におきまして平成23年度会費分負担金を50%減額することが議決されたことによりまして減額するものでございます。終わります。

○総務企画課参事兼課長(城口貴志生君) 20、21ページをお開きください。

庁舎管理経費の役務費、通信運搬費15万7,000円の増ですが、旧涌谷消防署のN T Tの回線引き込みと警備用通信回線料につきまして増額をお願いいたします。

その次の手数料、旧涌谷消防署1階機械警備設置等手数料と次の委託料の同じく機械警備委託料、それからそ

の下の1階内部改修等工事、それぞれ32万5,000円と10万5,000円、32万3,000円の増額をお願いするものですが、ことしの3月補正で計上しておりましたが、大震災で未執行となったため再計上をお願いしたものでございます。

次の企画調整経費の中の報償費、記念品40万円の増ですけれども、太田行政区に住んでおります県立聴覚支援学校3年生、男性の方なんですけれども、この方が平成22年10月1日から3日の間に開かれました長野県松本市で開催されました第47回全国聾学校陸上競技大会1部男子砲丸投げ第1位という成績をおさめましたことに伴いまして、条例で決めておりますスポーツ勲功賞に該当するということで記念品を贈る費用でございます。

次の財政管理経費、手数料、ウイルス対策ソフト更新手数料9,000円につきましては、当初予算で計上漏れをしたものでございます。大変申しわけございませんでした。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次のコミュニティ事業経費でございます。補助交付金の集会所等事業整備補助金におきまして、三十軒九軒多目的集会所の遊具、上町地区の集会所の修繕、生栄巻生活センターの下水道接続のため、合わせて63万8,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 次の12財政調整基金費、積立金、財政調整基金積立金6,500万円の増ですが、繰越金の2分の1を積み立てるものでございます。積み立て後の残高ですが、5億4,351万4,000円となります。

22、23ページをお開きください。

○町民税務課副参事（吉名正彦君） それでは、1目税務総務費でございます。税務事務経費におきます7賃金でございますが、臨時事務賃金90万1,000円をお願いいたすものでございます。これにつきましては、大震災におきまして所得申告の期間等が延びたものでございます。

それから、次、2目賦課徴収費でございます。13委託料におきまして、固定資産税の災害減免対応処理委託に係ります33万2,000円の増をお願いいたすものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは民生費、次のページ、24ページ、25ページをお開きください。

民生費の社会福祉事務経費につきましては、委託料です。地域福祉計画策定業務委託料として429万9,000円を増額するものでございます。

その下の在宅老人福祉経費に関しましては、①の委託料、高齢者福祉複合施設、ゆうらいふですけれども、スプリンクラー設置工事設計監理委託料として262万5,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の介護保険対策経費の繰出金でございます。介護保険会計へ事務経費分として繰り出しているもので、それぞれ増減をお願いするものでございます。

その下の児童福祉費の子ども手当支給経費につきましては、先ほど申し上げましたように、つなぎ法案が9月で切れ、以降については見通しがついていないということで6カ月分、12万6,000円の減額をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 26、27ページをお願いいたします。

6目保育所費2保育管理経費で3億93万7,000円の減額でございます。需用費の修繕料24万3,000円の増額につきましては、城山保育所の未処理部分の窓ガラスに飛散防止フィルムを施す所要額をお願いするものでござい

ます。

役務費から18の備品購入費につきましては、歳入でも申し上げましたが、幼保一元化施設改修事業、本年度先送りするということから、予算措置しております幼保一元化改修事業に関します全額の減額と、城山保育所の折りたたみいす購入経費として6万8,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の3項災害救助費1目災害救助費でございます。予算説明の前にただいままでの事業の進捗状況についてご説明したいと思います。定例会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

昨日の一般質問の際にも一部ご説明申し上げましたが、東日本大震災における各種支援策の進捗状況でございます。

なるべく直近のデータをご提示したいということで、基準日について14日現在と15日現在のものがあることについてご了承いただきたいと思います。

まず、罹災証明等発行状況でございます。6月14日現在で受け付け1,802件、発行済み1,657件ということで、92%の進捗を見ております。うち罹災証明につきましては、1,447件を受け付けいたしまして1,342件を発行いたしまして、92.7%の進捗となっております。そのうち罹災の1,342件の損壊状況でございます。まず、住家につきましては全壊119件、全体の12.8%、大規模半壊116件、全体の12.4%、半壊296件31.7%、一部損壊402件43.1%という損壊状況でございます。住家以外につきましては、全壊127件31.1%、大規模半壊35件8.6%、半壊104件25.4%、一部損壊143件35%という割合になっております。

それから、先週の金曜日から、6月20日から実施されております被災者支援のための高速道路無料ということで、高速道路で用いるための専用の被災証明を発行いたしておりますが、きのう現在でそれだけで約500件来ている状況でございます。

それから、2番目の被災者生活再建支援金申請支給状況ということで、昨日の一般質問の際にもご答弁申し上げておりますが、被災者生活再建支援金につきましては、財団法人道府県会館の方で事務をするということで、市町村においては受け付け、それから送付という事務でございます。現在、6月14日現在で涌谷町で受け付けた分が149件、内訳は全壊85件、大規模半壊64件、金額は1億4,150万、既に支給になったものが12件、全壊11件、大規模半壊1件ということで、金額は1,075万というふうになってございます。

それから、住宅応急修理制度の受け付け状況、6月15日現在でございます。受け付け29件、内訳は全壊4件、大規模半壊13件、半壊12件、受け付けた分で既に工事完了のものは5件というふうになっております。

それから、次の災害義援金の支給状況でございます。これにつきましては6月15日現在ということでございます。まず、死亡につきましては、全国の義援金受け付け団体分が35万、県受け付け分が15万、町受け付け分が5万ということになっておりまして、申請受け付け件数は町内の方、死亡者9名の方から受け付けしてありまして、既に全員分を振り込みしております。それから、次の行方不明者につきましては、当初発表で4名ということだったのですが、実数は1名ということで、この方につきましても3カ月を経過したということで、推定死亡で現在事務の方を進めている状況でございます。それから、災害障害見舞金につきましては、涌谷町では現在まで対象がいらっしゃらないということでございます。

それから、住家の被害につきまして、全壊につきましては全国団体受け付け分35万、それから県受け付け分10

万、町受け付け分4万という配分額になっておりまして、6月15日現在で93世帯分の受け付けをしておりまして、支給済みが92世帯というふうになってございます。それから、大規模半壊につきましては全国団体分18万、県分7万、町受付分2万ということで、80世帯からの申請を受け付け、79世帯に支給をしております。それから、半壊世帯につきましては、全国団体受け付け分18万、県受け付け分2万、町受け付け分1万ということで、207世帯から申請を受け付け、199世帯に支給をしております。

それから、震災孤児ということで、県受け付け分で50万、町受け付け分で5万という配分額になってございますが、1世帯4人のお子さんに対して支給をいたしております。

総じまして、義援金につきましては、1億1,535万が現在までに支給されております。

それから、災害弔慰金でございますが、町内で災害関連死の方9名確認されておりますが、うち主たる生計者ということで3人分については500万、それから主たる生計者以外ということで4名の方に250万が支給されております。それから、1名の方については支給対象者がいないということで、この方は支給にならないということでございます。あと、もう1件、支給されていच्छらない方がいるのですが、その方については主たる生計者以外ということの判定に不服だということでの未執行という状況でございます。

それでは、予算書の方にお戻りいただきたいと思っております。

26ページ、27ページでございます。

災害救助経費4節共済費、7節賃金につきましては、罹災証明等発行の臨時事務補助員に係るものでございます。9節旅費、費用弁償でございますが、消防団の大震災時活動時の費用弁償でございます。それから、需用費の①の食糧費から⑥の修繕料につきましては、避難所運営に係る需用費でございます。12節役務費手数料でございますが、避難所、それから自衛隊の駐屯いたしております公民館グラウンドのし尿汲み取り手数料、避難所用寝具クリーニング料、廃家電リサイクル料をお願いするものでございます。このうち廃家電リサイクル料につきましては、国の災害処理の2分の1補助金、それから2分の1相当額災害対策債ということで起債で対応する分でございます。それから、次の委託料、ゴミ捨場管理・運搬委託料でございますが、黄金山に仮置きしているごみ捨て場の管理、それから処理業者への運搬委託料1億1,700万。それから、福祉避難所相談業務委託料ということで、ゆうらいふに対する避難所の運営経費の委託料199万2,000円をお願いするものでございます。

次のページ、28ページ、29ページでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、避難所及び公民館グラウンドの仮設トイレの借り上げ料でございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 15工事請負費、応急仮設住宅整備工事723万円の増額でございますが、歳入の県支出金でご説明いたしました一本柳住宅1戸、県営住宅2戸及び淡島住宅の追加工事分をお願いするものでございます。

続きまして、被災住家解体撤去工事1,076万9,000円の増額でございますが、震災時に道路側に倒壊しました新町本町の内泰商店の鉄筋コンクリート3階建て部分の撤去工事をお願いするものでございます。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 次の原材料費でございます。敷砂代でございますが、道路陥没箇所に入れた敷砂代でございます。

それから、18節備品購入費でございますが、避難所福祉センターに流し台を設置した備品購入費でございます。

次の負担金補助及び交付金につきましては、住宅の応急修理事業に係る補助金5,200万と災害救助法による埋火葬費用の給付金ということで、一人30万の13体ということで390万をお願いするものでございます。

それから、貸付金につきましては、災害援護資金貸付金の増をお願いするものでございますが、財源につきましては県からの貸付金を使用するものでございます。終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次に、6款農林水産業費、30ページ、31ページをお開きいただきたいと思っております。

3目農業振興費19節負担金補助金及び交付金、農業振興対策事業費におきまして、補助金交付の担い手育成総合支援協議会費補助金10万円の減額をお願いするものでございますが、歳入でもご説明いたしました、涌谷地域農業再生協議会設置のため担い手育成総合支援協議会の解散によるものでございます。

次に、5目農地費のうち、農地整備費におきまして、負担金補助及び交付金、土地改良事業団連合会全国大会協賛金5万円の減額をお願いするものでございますが、大震災のため大会の中止によるものでございます。

次に、水田農業構造改革対策事業費におきましては、負担金補助及び交付金の補助交付金の町農業再生協議会補助金の545万5,000円の減額をお願いするものでございますが、歳入でもご説明いたしました、涌谷営農センター内に涌谷地域農業再生協議会の設置に伴いまして、直接協議会に補助金が交付されるため全額減額をお願いするものでございます。終わります。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 続きまして、商工費でございます。次の32ページ、33ページをお願いいたします。

2の商工事務経費で30万3,000円の減額をお願いするものでございます。12役務費、14の使用料及び賃借料、27の公課費、これらにつきましては、公用車を新規にリースでお願いしておりましたが、東日本大震災の影響で車両生産停止中だったことによりリース契約ができなかったため減額いたすのと、現在使用しています公用車を継続使用するための車検代等で増額をお願いするものでございます。

次に、2商工業振興費で46万1,000円の減額をお願いするものでございます。1の商工業振興対策経費の中の9旅費、11の需用費、12の役務費、19の負担金補助及び交付金、これらにつきましては企業誘致活動の一環として東京セミナー、名古屋セミナーに出張を予定いたしておりましたが、企業誘致場所の黄金山は現在震災の瓦れき置き場として使用しています。旧涌谷第三小学校跡地には特別養護老人ホームの誘致をいたしておりますことから、今年度は当町で企業にご紹介する誘致場所がないため、両セミナーを欠席いたすことでそれぞれ減額をお願いするものでございます。

次に、3観光費1の観光振興対策経費になりますが、19節の負担金補助及び交付金で756万4,000円の減額をお願いするものでございます。このたびの東日本大震災で被災された方々に配慮して各種行事、イベントを差し控える、いわゆる自粛ということで桜まつりや第61回東北靫馬競技大会を中止いたしましたことにより、涌谷町観光物産協会補助金の減額をお願いするものでございます。それで、震災後は復旧・復興に向けて動き出していることや過度の自粛は日本経済全体が急激に萎縮、縮小している状況となっております。かえって被災地から通常の事業は予定どおり行ってもらいたいとの声があり、現在は各地でイベントが実施されている状況があります。したがって、町で今後予定しております夏祭り、秋の山唄全国大会は、被災された方々が元気になれるのではないかと思います、それぞれ実施いたすことで涌谷町観光物産協会理事会にて決定いたしております。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の勤労青少年ホーム運営経費でございます。報償金及び保険料につきましては、このたびの震災により施設利用に制限があるため事業の縮小を余儀なくされておりますことから、それぞれ減額をするものと、修繕におきまして公民館からの事務所移転するに当たりまして、体育室を事務室とするわけでございますが、その床面及び電気設備等の修繕のため増額をお願いするものです。終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、8款土木費で249万7,000円の減額でございますが、主に職員の人件費によるものでございます。

34、35ページをお開き願います。

2土木総務経費委託料、木造住宅耐震診断委託料で476万円の増額、補助交付金、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金55万円の減額でございますが、歳入でもご説明いたしました、耐震診断予定戸数を5戸から40戸にふやすものでございます。また、木造耐震診断改修工事助成事業補助金につきましては、当初2戸予定してございましたが、耐震診断戸数の増額、災害救助法の住宅応急修理制度により今年度は見合わせるものとすることから、それぞれ増額、減額をお願いするものでございます。

次の道路橋りょう費で367万5,000円の増額でございますが、渋江三十軒線国道108号アンダーパスの排水ポンプの修繕料157万5,000円及び排水ポンプ場の制御盤改修工事250万をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、都市計画費、下水道建設事業費繰出金53万4,000円の減額でございますが、公共下水道事業特別会計で人事異動がございまして、人件費分を減額するものでございます。以上でございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、10款教育費でございます。

36、37ページをお願いいたします。

事務局経費で65万5,000円の減額でございます。

共済費5万2,000円の増につきましては、臨時職員に係る労災保険額確定によるものでございます。

8報償費、9旅費、11需用費及び12役務費の増額につきましては、学力向上事業において行う教職員研修会の講師、夏期学習教室の指導員に要する費用や研修資料に要する費用についてお願いしております。

それから、報償金の月将館小学校開校記念講演会講師謝礼につきましては、校名の由来にもなりました月将館の第2代学頭の斎藤竹堂に関する多数の論文を書かれております茨城大教授掘口先生に依頼をいたし、去る6月12日に講演会を開催したのに要するものでございます。

なお、学力向上事業に関しましては、歳入でも申し上げましたが、県単補助の対象になるものでございます。

19負担金補助及び交付金で110万円の減額でございます。③その他負担金2万6,000円の減と④補助交付金のスクールソーシャルワーカー活用委託事業補助金7万4,000円の減額につきましては県からの内示による減額、小学校海外研修補助金で100万円の減額につきましては本年度韓国の林川初等学校の児童が当町を訪れることになっていましたが、このたびの東日本大震災の影響を勘案いたしまして中止といたしましたことから、全額を減額いたそうとするものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費2学校管理費で1,412万8,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

11需用費、修繕料328万3,000円の増額につきましては、第一小学校ほか2校のプールのろ過装置、月将館小学校の灯油用中継オイルポンプ交換、電気保安協会の改善指導があります4校の電気設備の改修に要します所要

額を、委託料の小里小学校外壁改修工事設計管理業務委託料75万6,000円の減額と工事請負費の小里小学校外壁改修工事1,995万円の減額につきましては、幼保一元化改修事業同様の理由から先送りいたしましたことから全額を減額いたそうとするものでございます。同じく工事請負費の月将館小学校改修工事230万円の増額につきましては、3月11日の東日本大震災により春休みの期間中に着手が困難となりましたことから22年度予算を未執行といたし、今回同額を予算措置お願いいたすものでございます。14使用料及び賃借料につきましては、旧三小にまだ残っております備品等の引っ越しに要します車の借り上げ6万3,000円の増額と備品購入費の93万2,000円の増額につきましては小里小学校の配膳台並びに第一小学校の机、いす、これにつきましては老朽により40組の購入に係ります所要額をお願いするものでございます。

次に、2目教育振興費1教育振興経費86万9,000円の増額につきましては、小学校用の指導書と、それに付随いたしますCD及びDVDの購入に要する所要額をお願いするものでございます。

次に、3中学校1学校管理費2学校管理経費で347万5,000円の増額でございますが、中学校のバスケットゴール1面、プールろ過装置、水道管漏水に要します経費及び電気保安協会の改善指導があります電気設備の改修に要します所要額をお願いするものでございます。

次の3外国青年招致事業経費1万4,000円の増額につきましては、現在のALTの契約が満期になることから、新たにALTを招致することとなりますことから、傷害保険を新規契約にするに当たりまして不足額が見込まれますことからお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

1目幼稚園管理費2幼稚園管理経費で3万8,000円の増額でございますが、これにつきましては住民の方からご寄附いただきましたスタンドピアノに係る運搬及びその後の調律に要します所要額をお願いするものでございます。なお、受け入れ先は小里幼稚園になるものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の社会教育事務経費でございます。補助交付金におきまして、金俳句全国大会実行委員会から今年度は中止する旨の報告がありましたので、今回全額の減額をお願いするものです。

次の42、43ページをお開きください。

次の公民館経費でございます。このたびの震災のため、会場の都合により事業の中止や縮小に伴いそれぞれ減額をお願いするものですが、工事請負費におきまして、事務室を青少年ホームに移転するに伴いまして、電話交換機及び機械警備等の移設に係る工事をお願いするものでございます。

次の保健体育事務経費でございます。補助交付金におきまして、このたびの震災に伴いまして町民運動会の中止を余儀なくされましたことから、その係る費用分70万を減額お願いするものです。終わります。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） 給食センター運営経費、次のページをお開きいただきたいと思っております。

給食センター運営経費、11の需用費、修繕料で101万6,000円、故障によりましてボイラーの基盤交換、ボイラー一用給水ポンプ取り付け、ポンプの修繕等をいたすものでございます。終わります。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 次に、11款災害復旧費でございます。農林水産施設災害復旧費15節の工事請負費で、農業施設災害復旧費、農道永根線災害復旧工事1,200万、それから農道上谷地線災害復旧工事165万の増額をお願いするものでございますが、農道永根線におきましては延長1,360メートル、それから農道上谷地線におきましては延長59メートル、それぞれの農道の亀裂復旧工事をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の農村環境改善センター災害復旧費でございます。これにつきましては、浴室、渡り廊下の段差、それから変電設備周り、階段の破損、それから外部トイレ等の配管破損等による復旧の工事費でございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 次の公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費、消耗品費の58万5,000円でございますが、道路災害用規制用看板、カラーコーン、バリケード等をお願いするものでございます。

次の都市計画施設災害復旧費、修繕料の50万でございますが、城山公園の防護さく等の修繕料をお願いするものでございます。

次の住宅施設災害復旧費、修繕料の200万でございますが、八雲住宅建物分周辺部が不等沈下により段差、亀裂、陥没が生じていることから、修繕をお願いするものでございます。以上でございます。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に3項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費1小学校施設災害復旧費5,100万円の増、次のページにわたります、2中学校施設災害復旧費4,500万円の増、3幼稚園施設災害復旧費624万円の増につきましては、小学校5校、中学校2校、幼稚園1園に係る施設復旧に要します所要見込み額をお願いいたすものでございます。なお、災害につきましては、臨時議会に資料でお示ししていた内容の箇所につきましてお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） 4その他の文教施設災害復旧費15工事請負費で480万円ですが、災害によりまして給食センターの外構修繕工事等をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の社会教育施設の災害復旧費でございます。修繕におきまして、B&G海洋センター艇庫のシャッター及び亀裂、段差等の補修、それから笹岳体育館のステージ幕の調整及び壁かけスピーカーの補修並びに器具倉庫の建具の補修、それから追戸横穴歴史公園のトイレの便槽の修繕のため、それぞれお願いするものです。終わります。

○教育文化課長（高橋勝一君） 次に、4款厚生労働施設災害復旧費1目民生災害復旧費2児童福祉施設災害復旧費で4万9,000円の増額につきましては、城山保育所の給湯器修理に要します所要額をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 2目衛生施設災害復旧費でございます。町民医療福祉センター災害復旧事業費として、福祉棟と世代館・研修館の設計監理委託料と工事請負費の補正をお願いするものでございます。医療福祉センターの災害復旧事業としては、福祉とそれから病院、老健、合わせて8,652万2,000円となっております、それに世代館・研修館の事業費を含めた各会計のトータルの事業としては9,112万2,000円の補正を今回お願いしてございます。一般会計分としては、一般会計の負担と世代館・研修館の設計監理委託料を合わせて267万3,000円と工事請負費2,363万円の補正をお願いしているものでございます。主な修繕内容につきましては、外壁、内壁のクラック等の補修、それからペントハウスの補強、ペントハウスというのは医療福祉センターと病院の塔屋の方に掲げてございますが、あそこの補強を行うものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の労働施設災害復旧費でございます。勤労青少年ホームの外部引き込み電気の配線が脱落、それから調理室の給水管漏水の修繕のためお願いするものでございます。終わります。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 48、49ページをお開きください。

その他公共施設・公用施設災害復旧費、需用費の修繕料122万4,000円につきましては、本庁舎3階の書庫、それから西庁舎非常用照明、それから防火水槽2カ所の修繕に係るものでございます。

次の工事請負費の西庁舎災害復旧工事367万5,000円の増につきましては、この西庁舎の前部分です。歩車道の境界ブロックの撤去、設置。それから玄関会議室前の軒下タイルの撤去、そしてコンクリート舗装等でございます。

それから、天平の湯災害復旧工事2,541万4,000円の増につきましては、主に2階大広間天井の張りかえ、それから大広間の空調設備の復旧、洋風風呂のタイル補修等でございます。

次の天平ろまん館災害復旧工事の609万2,000円の増につきましては、主に屋根がわらの処分と新規に屋根がわらを復旧する内容でございます。

次の備品購入費につきましては9万7,000円の増ですけれども、被災しました土地台帳の書棚の購入でございます。

最後に予備費23万8,000円の減額ですけれども、歳入歳出額の差の調整で減額をするものでございます。

以上で補正予算の内容の説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） 昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前12時03分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

これより質疑に入ります。

1番。

○1番（杉浦謙一君） 定例会資料の中にあるのですけれども、罹災証明の発行は大体わかっているのですけれども、被災証明の発行の基準、それぞれ自治体によって違うのかと思うのですけれども、ちょっと。というのは、岩手県の矢巾町のようないろいろと話題になっている、多分全戸に被災証明を出したというのもあるのですけれども、あと高速道路の通行料金の無料化ということもあって多分町内でも話題になるとは思うのですけれども、この発行基準というのは独自のものであるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長（大橋信夫君） 高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） ご質問の被災証明の発行基準と申しますか、被災証明の発行についての判断については自治体にゆだねられております。我々も聞いた話では、一部の自治体で停電、断水等についても被災証明を発行している自治体があるという話は聞いておりました。涌谷町の場合は、一応、今回高速道路専用の被災証明書の発行につきましては、従来それまでの保険等に使う被災証明では写真の添付等を求めていたわけですが、今回は口頭による聞き取りのみによって即日発行ということで対応しております。

○議長（大橋信夫君） 1番。

- 1番（杉浦謙一君） 特に停電とか断水で発行しているというわけではないですね。
- 議長（大橋信夫君） 危機管理室長。
- 町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 涌谷町では停電、断水は被災証明の項目には入れてございません。
- 議長（大橋信夫君） 1番。
- 1番（杉浦謙一君） あともう一つなのですけれども、この被災している、罹災証明があればなのですけれども、5月末までで医療費無料化となっていたと思うのですけれども、今6月になりまして、その後この被災者に対する医療費の無料化というのはどうなっているのかなと思って、3回目お聞きしたいと思います。
- 議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。
- 町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 医療費、一部負担金の無料ですね。あれにつきましては、国の方から通達が来まして、6月末までについては被災の方については無料。それから、7月1日以降については証明書がないと無料化にならないということで、その申請手続を今現在行っております。
- 議長（大橋信夫君） 2番。
- 2番（久 勉君） 社会福祉事務経費の委託料の中で、地域福祉計画等策定業務委託料とあるのですが、これは当初でないものだったのですけれども、ただ増額というお話だったのですが、想像すれば第三小学校跡地に老人ホームが来るということでこれを計画をつくり直さなきゃいけないのか、そうじゃなくてこれをつくるものなのか。あと、「等」とありますので、この等の中にどんなものが含まれるのか。
- 議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。
- 町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 地域福祉計画等策定業務ということで、涌谷町の地域福祉計画とそれから涌谷町の障害者福祉計画というのを予定してございました。それで、当初におきましてゼロ予算といいますか、自前で策定しようということで考えておりました。それで、1月末ころにたまたま情報が入りまして、財団法人地域社会振興財団、これは自治医科大の方にあるらしいのですがすけれども、自治医科大卒業生の皆様へということで、長寿社会づくりソフト事業費交付金の手引きというのが入りました。その中でメニューがありまして、五つほどのメニューがありました。それは、病院に関するものと、それから地域福祉というもののメニューがありまして、何かうちの方で今計画している先ほど言った地域福祉計画と障害者福祉計画をこの事業費の交付金の中に該当できないかということでいろいろ検討してみました。そこで、分類の中で、社会対策事業、それから健康づくり推進事業、医療対策事業、学習・社会参加活動事業、それから住宅生活環境事業、研究開発事業というこういう事業がありまして、その中で調査研究のためといいますか、調査や分析、実態調査、意識調査、それからニーズ調査の事業については交付金をおあげすることができるという情報がありましたので、早速一応計画書をつくってこの事業団の方に申請書を出してみました。4月の末ころですかね、23年度事業についての申請だったので、4月のちょうど終わりにうちの方でやろうとしている地域福祉計画と、それから障害者福祉計画の調査分析については補助金の対象になり得るとい判断をいただきまして交付されることになりました。それで、今回それを意識調査等に活用しようということで、今回補正をお願いしたところでございます。
- 議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） その交付金というのは、歳入の方の民生費県補助金に長寿社会づくりソフト事業費交付金と県補助金で同額載っているのですけれども、これとは別物……、これなのですか。（「はい」の声あり）了解。

○議長（大橋信夫君） ほかに。
10番。

○10番（長崎達雄君） 災害復旧についてお伺いします。災害復旧というのは、公共的な施設の復元だと思います。それで、今度の予算書にもいっぱい災害復旧費、こうついているのですが、公共土木施設であれば災害復旧事業費国庫負担法というそういう法律に基づいて遂行されると思うのですが、これは国に対して被害報告を出して、国の方から査定官がこっちへ来て査定するわけなのですが、これは今回いろいろ災害復旧事業というのは予算ついているのですが、既に査定を受けたものか、それとも事前着手というそういう方法もあるらしいのですけれども、どちらか教えていただきたい。

そして、あと、企業誘致セミナー負担金10万円の減額となっておりますが、企業誘致そもそも涌谷町はゼロなのでよね、成果というのは。というのは、企業誘致で成功している市町村を見ると、既に工業団地が整備されているところに張りつくわけなのです。その点が涌谷町は決定的なマイナスだと思うのです。ですから、セミナー参加もいいのですが、その根本となる工業団地の整備というのは、しないことには企業誘致は絶望だと思うのです。あともう一つは、涌谷町に縁のあるコネを利用すると、そういう方法もあると思うのです。明治の時代だと十文字大元という涌谷出身の方が明治23年に渡米して、そして27年に帰国して金門商会というのをつくったのでよね。それが現在の金門製作所と、大手のガスとか水道のメーターなんかつくる会社なのでよね。ところが、その金門製作所というのは既に大衡に宮城工場をつくっているのですよね。だから、その辺がもう少し事前にそういうコネを探すとか何かする手だてがあったのではないかと思うのです。ですから、例えばその金門製作所という大手のそういうメーター事業の制作する会社なのだから、そのさらに孫請けみたいなのを誘致するとか何とかとそういう方面にも足を向ける必要があると思うのですが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

あと、ついからです建設水道課長にお願いしたいのです。この災害、震災が起きてからいろいろ建設課に道路のとか側溝なんかの苦情とか、あとは要望がいっぱい来ていると思うのです。ですから、私も2回ばかりいろいろ頼まれておたくの方へ写真を持っていきました。その対応がどういふふうに対応したか。私が直接行ったのだから、最終的にこういふふうに現地へ行ってみて、そしてこういふふうにやるよとかとそういう報告があつていいのではないかと思うのですが、その辺が足りないと思うのです。そのことについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 小野寺商工観光室長。

○商工観光室長（小野寺和敏君） それでは、10番長崎議員さんのご質問にお答えします。

企業誘致セミナー、工業団地を整備すれば誘致が整うのではないかと。全くそのとおりだと思います。それで、今、町の立場から申し上げますと、今企業誘致の場所、3カ所ございますけれども、まずそこを、最初にあるものを誘致してその場所から決めていくと。あと、今、大崎市、あとそれから石巻市、そういったような工業団地ありますけれども、皆塩漬けの状態で、借りて大規模な10億とか20億とかというそういったような規模で

やるものですから、実際にその金利の支払いで大変だということで逆に騒がれております。そういったようなことで、今後は長崎議員さんお話しいただいたように、できれば工業団地を整備すればそういう誘致活動も有利な方向でできるのではないかなということで、財政が整えばその辺も担当課としてもお願いしていきたいと思っております。

あと、それから、コネを利用して十文字大学とのかかわりと、そういったことでコネクションを使って誘致活動をしたらいいのではないかと、そういうお話でございますけれども、全くそのとおりでございますけれども、十文字大学につきましては、昨年11月、町長のところに来て、その辺お話をしてそういう誘致につながるようなお話とか、あと大学でございますけれども、涌谷からぜひうちの方に大学に入っていただきたいと、そういったようなお話もいただいておりますので、そういうつながりもございまして、今後はそういったコネクションというかそういうのを大事にしながらそういう誘致活動を行っていききたいと思います。終わります。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 道路橋りょう災害の査定の関係でございますが、去る先日の5月31日の23年度の専決第1号でお認めいただきました委託料関係で設計積算業務を委託してその積み上げを予算化したものでございまして、現在国の査定官による国の査定を受けている状況でございます。

あと、もう一つ、最後に議員さんの方で指摘がございました桑木荒の関係でございますが、実際私も行ってみました、道路がたるんでいる、中だるんでいるような状況でございます、側溝、道路ともかさ上げしなければ、これは図面的にはだめではないかと。それで、現在、議員さんおっしゃるとおり道路災害が全町域で把握できかねるぐらいの災害が出ておりますので、それに対処するように道路の亀裂、陥没、マンホールの隆起、それらに対してとにかく応急で仮復旧している状況でございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 小野寺さんにもう一遍お聞きします。十文字大学もいいのですが、今金門製作所と、十文字大元という人は初代なのですよ。それからもう大正、昭和となって今平成だから、金門製作所そのものにも顔を出す必要があるのではないかと思うのです。それも一つのコネの使い方だと。創業者が涌谷出身だから、その宮城工場は来るわけがないのだから、その下の下請をもしつくるのであればぜひ涌谷に来てほしいというか、そういう運動も必要だと思うのです。

そしてあと、災害復旧費なのですが、事前着手とそういう制度も利用できるようなのですけれども、涌谷はあくまでも査定を受けてからやるのですか。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 事前着手というより応急的な修理は、これは認められております。それと、その関係で上谷地橋につきましては応急修理してそれから査定を受けるといふ、そういう査定になっていきます。

○議長（大橋信夫君） 小野寺商工観光室長。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 先ほどそういったようなことで十文字大学、金門製作所ですか、そういったようなことで足を運んで誘致活動を行いたいと思っております。あと、それから、在京涌谷会等でもそういったようなことでいろいろ涌谷町のことをご紹介申し上げて、そういう誘致活動も行っております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 建設課長に。災害復旧事業（補助の概要）というのがあるんです、国土交通省で出している。これには迅速な工事着手が可能ということで、国の査定前でも災害復旧は可能と書かれているのです。これわからないですか。調べてみてみなさい。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 今、議員さんご提示のものは見ていないのですが、県の指導で応急修理、または仮復旧というような形なのですが、査定が今回の場合は現地査定でございまして、机上査定で写真判定で査定になることから、その応急修理した場合の写真管理を徹底してやってくれというようなことがございまして、緊急的に直した場合、写真管理ができないおそれもありますので、一応応急修理ということで対処している状況でございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 最後にもう一回。ここにあるのですが、国の災害査定を待たず被災直後からの復旧工事が可能。そしてあと、災害査定前に実施した復旧工事も災害復旧事業に合致するものすべてが国庫負担の対象。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法は、事業着手について制約するものではないと。さらに、仮道、仮締め切り、決壊防止など応急に施工する必要がある仮工事も国庫負担の対象。被災箇所の早急な復旧は施設管理者の責務と。そして、ただし査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況ができる限りわかるものとするとのことです。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（村上芳行君） 査定の関係なのですが、本復旧までやっている市町村も何町村かありましたが、その中で写真管理がだめで欠格となってゼロ円と査定になったところがございますので、それについては慎重にやらないと大変うまくないと思います。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

6番。

○6番（門田善則君） 旧涌谷消防署の委託料と工事費ということで載っておりますけれども、何に使用するのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、観光室長にお聞きしますが、先ほどの説明では今後は夏祭りと秋祭りとやっていくのだと。これはすばらしいいいことだなというふうに考えられますが、そのほかに天平のろまん館にしてもそうなのですが、観光客が減っているという現状が今あります。室長として、今後、集客動員するためにはどのような方策を立てているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 旧涌谷消防署跡の改修なのですが、これにつきましては書庫と、あとは町のいろいろな行事等の物品を入れる場所に考えております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 小野寺商工観光室長。

○商工観光室長（小野寺和敏君） それでは、門田議員さんにお答えします。夏祭り、秋祭り、皆さんぜひやってくれといったようなことで今回は実施することになりました。そういったような関係で、集客力を上げるには

どうしたらいいかといったようなご質問だと思っておりますけれども、今回の震災を受けまして、大手旅行会社のゴールデンウィークの集客状況を見ますと、約30%の落ち込みがあるということが言われております。そういった中で、今年度やはり復旧・復興に向けて動き出している関係で、なかなか観光の方もPRしがたいことも確かにあります。そういった中で集客力を高めるということで、うちの方では議員さんご存じのとおり、歴史に富んでいる涌谷町でもございますので、そういったのをやはり今後、昨年度コマーシャル大賞になりませんでしたけれども、そういったような審査委員特別賞とかそういったようなものをいただいておりますので、あらゆるそういうふうなきっかけがあれば、そういったようなのに応募なり、あとそれから物産にもかかわるのですけれども、各地で川崎まつりとか、いろいろなところでそういう食のイベントとかもありますので、そういったような折には涌谷町の観光パンフレットなり、そういったものを持っていきながら地道な活動が必要ではないかと、そういったようなことでも考えております。特に、大きなお金を、そういう旅行に来て落としていただくというのは本当に観光の面では大事なことでございますので、今後は県の今から3年後になりますけれども、仙台宮城デスティネーション・キャンペーンというのがまたこれ復活して行われます。それに向かって前年度はプレ大会とかそういったようなものもございまして、そういったような県とのタイアップをしながら、そういったような観光活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） 涌谷消防署の部分については、大体倉庫というかそういった形でお使いになると。前にこれは誤報だったのかどうかわかりませんが、9の2の集会場等にも利用したいんだという話を聞いていたような気もしていたのですけれども、その辺はなくなったのかどうか再度お聞きしたいと思います。

次に、観光物産協会、また今室長の考えを聞きましたけれども、これはどこの町でも恐らく室長ならずとも大変な問題ではないかなというふうには考えられます。しかしながら、何とかして町の財政もいい状況になっていかなければならないわけですから、その観光収入というものも町の活性化にはかなりプラスになるものだというふうには考えられます。そういった上で、室長が今後そこの担当としてこの観光PRをどのようにして、この町をまた元気な涌谷にするのかということをお聞きしたかったわけですが、今の内容を見ると継続事業を継続してPRしていくみたいにしかならずには受けとめられなかったのですけれども、やっぱり室長としてのそこに与えられた仕事の中でも、前の室長とも違うとか、私はこうなのだという部分をぜひ出していただいて、もっともっと涌谷を宣伝していただきたいというふうには考えますけれども、その辺についてもお聞かせください。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 旧涌谷消防署跡につきましては、今議員さんご指摘のように、9の2区の集会場としても利用してございまして、あそこ実は1階と2階になってございまして、9の2区の方につきましては2階部分の方を利用していただいております。今回考えておりますのは、1階部分の元消防車が収納してあった部分ですとか、奥の方の宿泊というのですか、消防隊員の、待機しているときとか、そういった部屋の改修等を考えているものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 小野寺商工観光室長。

○商工観光室長（小野寺和敏君） 新しい担当課の室長としての考えということでのご質問でございますけれども、やはり歴史遺産の関係での、今まではそういったようなことで観光を全面的に押しております。あと、それか

ら、そのほかにも文化財の遺跡関係も長根貝塚とか、あれは国の指定なのですけれども、その辺が黄金山神社の金からすれば同じそういう観光資源でいえばちょっと見劣りしていますので、そういった遺跡関係もその辺もやはり同じように国の指定遺跡なものですから、その辺も当然売り込んでいかなければならないですし、あとそれから、やはり観光といえども元気なそういったような観光づくりとなりますとやはり若者も引っ張り込むような、一緒になって盛り上げていくようなそういったようなことも今後仕掛けていかなければならないのかなということで、今具体的に何だこう言われても即座に出ませんけれども、これは今後いろいろうちの方もありますけれども、商工会、県の観光課も、あと涌谷町としての取り組み方、その辺をいろいろ協議しながら今後進めていきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） 27ページの災害救助費の一番下でございます。

福祉避難所相談業務委託料でございますけれども、もう100日過ぎていますのでさまざまなことがあったのではないかと思いますけれども、もし公表できるのであれば相談件数と内容等についてございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 今現在、福祉避難所にいる方、石巻から来ている方2世帯おります。今回、この予算につきましては、福祉避難所としてあそこの施設を使用しましたので、その利用料というとおかしいのですけれども、あそこは一つの事業所になっておりますのでその分の予算でとったものと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 今、健康福祉課長が答弁したとおり、福祉避難所、相談業務委託料となっておりますが、職員がついて身の回りのお世話をしたということで、細かい例えば生活上の相談とかはなかったわけですが、日常生活の相談等を毎日職員がしていたということの委託料でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

12番。

○12番（木村正義君） 先ほど、公民館長の方から町民運動会はことしは中止というようなことを発言されました。そこで、先ほど観光課長は夏祭りから元気をつけるためにずっといろんなことをイベントをやっていくということであるので、町民運動会を中止せざるを得ない理由、震災はわかるのですが、既に半年は過ぎていると、そういったことから具体的な理由というのはどんなものなのかをちょっとお聞きしたいし、もう一つは幾らぐらいこの運動会をやるために予算が必要なのか、その辺をまず。

○議長（大橋信夫君） 三塚生涯学習担当統括主幹。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） お答えいたします。

まず、今回の災害におきまして、実は平成15年の北部連続地震のときも被災というか、こちらとしても若干ならず被災した方もいるということで、その当時も中止させていただきました。今回、当然スタジアムのところに今自衛隊の方もまだ沿岸部の方に支援しておりますし、ちょうどあす交代するらしいのですが、当初は第一特科団が約600名、今来ていますのが第2師団の方が今回交代されるのが106名ほどだと聞いていますけれども、

それと実際この運動会を運営するに当たりまして、各行政区の区長さん、それから体育推進員の方々、一応5月の25日の区長会のときに区長さん方から今回に限り中止を要望したいということで、町長の方に、町の方に要望書が出されました。施設そのものにつきましては被災という大きさからすれば夜間照明灯とそれだけなのですけれども、やはり駐車場の関係等もございますし、あと、やはり町内でもかなりの被災を受けた方々がいるということの理由で区長会の方から申し入れがありました。それで今回中止するという判断したところでございます。

それから、金額につきましては、ここに載っています70万という減が運動会相当の額でございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 12番。

○12番（木村正義君） 今、館長さんの方からる説明があつて、区長会、体育推進員の方からということと、自衛隊がまだいるということなので、その自衛隊はいつまでいるのか。そして、町民運動会をやらない理由はわかったのですけれども、町長の方からその辺の自衛隊とのかかわり、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋庄治君） 町民運動会の中止について、先ほど公民館長おっしゃられたとおり、今回の場合だといわゆる選手を集めるのには非常に難儀だといったふうなことで、今回は区長さん方から中止をしてくださいといったふうなお話を文書でいただきまして、したがいまして今回は中止となったわけでございますので、予算面は七、八十万ですから大したことはないのですけれども、いわゆる区長さんも体育推進員も大変だと、そんな感じでおやめになったわけでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

自衛隊の今後の動向については、今現在、前は千歳から、今回は旭川から200名ほどおいでになっておりますが、この方々はいわゆる被災地に対するいわゆる食糧支援といったふうなことで毎日1,000食をお届けを申し上げているといったふうなことでございまして、今後は恐らくお帰りになるであろうとそんな気持ちでとらえております。

○議長（大橋信夫君） 自衛隊の折衝窓口は三塚館長だから、三塚生涯学習担当統括。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） それでは、4月5日の時期からおいでになっております。それが第一特科団、先ほど言った千歳の方から約600名です。それから、5月に入りましてから今度は第2師団というのが旭川に駐屯地がありますが、その方が200名ずつ、現在第3班まで来ておりまして、あす入れかわるということで、今現在町長からもお話しありましたけれども、生活支援の方で今までは東松島市の方におふろの提供、仮設ぶろですね、石巻方面には昼と夜の食事1,000食ずつを提供していました。ただ今回は、東松島市の方で仮設のおふろをつくったということで、そちらのおふろの支援の方はないということで、部隊は現在160名ほどに40名ほど少なくなっております。ただ、やはりいつまでということをお聞きはしておりますが、やはりまだまだ被災地の方では避難所の方でやはり食事を提供しなければならないということで、今のところはいつまでという期限はないということでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤稔雄君） それでは、きのうの一般質問で被災住家解体撤去の話がありました。その中では、現在大崎、あるいは美里と遜色ない形の中でどうなるか検討中ということがありましたが、被災者支援の中で聞いて

みますと、どうしてもこの問題を取り上げないと解体に関する費用の関係で手をつけないでいると地域の防災、防犯上、非常にそのまま放っておかれますと問題があるなということで、現に子どもが住んでいるところでも1軒、被災したその方は関係ありませんけれども、不動産関係の方が取得されました住家そのまま放置されて、今回の地震の際にも窓ガラスが危ないからということで、私も消防の関係でいろいろ苦労している人のそういう状況したりしましたけれども、地域での管理というのが非常にそのまま放置しておくに難しい部分も出てまいりますので、きのうはそういったような被災住家の撤去に関する公費補助金と申しますか、支援と申しますか、そういったようなものを検討中だと言いましたが、どのような方向に向かって検討しているのかということ。それから、仙台市、あるいは大崎市、きのうの話では美里という話もありましたけれども、他自治体ではどのような形で検討あるいは実施しようとしているのか伺いたいと思います。

それから、同じ民生費の中で災害救助費で臨時事務職、あるいはこれは罹災関係の証明の対応の関係での臨時事務補助員というような形で臨時の雇用がございましたけれども、町長、あるいは議長も前に意見書を持って国に震災についての陳情が上がった際には、桜井副大臣の方から話がありました。雇用の問題をどのような形で雇用というものを、そうそう地方にあっては雇用の場というものが無い中で、どのような形でこういったような場合、雇用に対応したらいいかわからない面があると言いますと、副大臣の方が被災地支援でボランティアの方が一生懸命頑張っておられますが、それはそれとして自治体の方で雇うというような形の中で、そして被災地の瓦れき撤去だったりそういうふうな支援をする方法もありますが、いかがですかという形がありました。もし今後、そういったような形で雇用の問題と被災地支援、より広いところの被災地支援という考えがございました場合、そういったような形もやはり必要なのかなと思いましたが、そういったことに関する考えをこれは政策提言のことですから町長直接お答えになってもよいし、あるいは関係課で答えていただいて結構ですけれども、その辺の考え方を示していただきたいなと思います。

それから、やはりきのう一般質問の中で子育て支援といったような部分がございました。そういった中で、議会としましては第三小学校の幼保一元化施設、これはやはり一般質問にありましたように、よりひどい被害地に対して今回は自分たちの立場をきちっと守るためだけでなく、よりひどいところに支援をするというそういう町民の機運が非常に高まっている中で、議会としても例えば大川小学校のような悲惨な状況を見ると、学校絡み引き受けて避難なされる方を受けてはどうかということですのですぐ町の方に、町長の方に口頭申し入れ、あとで要望書というような形で申し入れました。そういった中で、今回はいろいろ事業の見直しの中で財源確保の関係でもう少しこの部分の事業は待ってくれというような形の中での補正予算のように私は思っておりますけれども、こういった中でやはりきのうの一般質問の中にもありますように、若い人たちが定着していただく、安心して働ける、そういったような子育て支援がやはり被災があろうとなかろうと高まっているのが事実でございますが、こういった中で今後こういう事業を見直していく中で、どのような形で本来の事業がローリングしていくのか、その辺の見通し、今後の見通しがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） きんのうの一般質問でも少しお答えしましたけれども、被害家屋の解体費用の件でございます。新聞報道等で仙台市ですとか、大崎市、あとは東松島といったようなところで公費負担での解体の事業をやっているようでございます。それで、これも当初の情報では全額国費というような、そ

うというようなことで伝わってきておりました。それで、当町としましてそういった方向でやろうということと考えておりましたが、ここに来まして県の方で説明会等ございまして、実は基準を設ける、査定をするというそういう情報が入ってきております。具体的にじゃあどこまで見るのだというそこまではまだ数字来ておりません。それで、当町としましてはその数字をまず確保するという、それからそれに基づいて例えばどこまでやるのか。住家、非住家、それからあとは事業所といったようなことがたくさんございますけれども、例えば大崎市が始めたのは住家とあとはアパート、マンション、そういったものについて大規模半壊以上ということで始めているようでございます。この辺でもしやるのであれば、一つの目安にはなるのかなと思っておりますが、もう一つ国の方の基準、査定がどの程度入ってくるのか。そこのところも見ながら計画を立てたいなというふうに思っております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 菅原参事。

○総務企画課参事（菅原孝治君） 2点目の臨時職員の関係でございまして、私も一緒に桜井副大臣のところに行ってお話を聞いてまいりましたし、私も伺っておりますが、私の方でよくよく調べてみますと、大臣どこまでご承知かはわからなかったのですが、沿岸部が主なのですね、県の方に聞いてみますと。沿岸部の方々の特に被災された方々のなるべく収入をふやさせたいというような考え方から瓦れきの処理とかそういったものやってもらいと、被災者の方々にですね、そのための臨時雇用という形でお金を支払うと。副大臣の話ではボランティアに行った方々、沿岸部の。内陸の方から沿岸部のボランティアに対しても臨時雇用で採用しても構わないんだよというお話もございました。ただ、それをよくよくひもといて理解してみますと、自分の思いでボランティアでやっていく方々は逆にそんなものはいりませんよという方々がほとんどでございます。そういったものと地元の沿岸部の自治体の考え方もございますから、そういったものの臨時職員の採用、またはボランティアに対するその支払いといったものはちょっと慎重にせざるを得ないのではないかなと、ちょっと私の方では感じました。確かに大臣がおっしゃっていることは何でもやるというふうなお話でございましたけれども、それは沿岸部なり内陸部なり、それぞれの事情の中でいろんな組み立てをして支援するという形をとっておりますので、私の方としてはできるだけ沿岸部の自治体の意向に沿った形で支援したいという形をとっております。こちらの方が率先して何かをやるというのは結構なのでございますけれども、やはり受け入れ先の自治体の意向というものが一番大事であろうというふうに考えておりますので、そこら辺も含めて、もしそういった要請があれば私の方でも対応していきたいというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） 議員さんからは非常に難しい質問でございますけれども、幼保一体の施設はいつころにできるのかといったふうなことでございますが、まずは復旧・復興が先であろうと、そんな感じでとらえておりますので、当分の間は、当分といっても何年か後にはやらなければならないと思っておりますけれども、いずれにしても障害施設等々も整備をしなければいけませんので、しばらくの間お待ちをいただきたいとそんな気持ちでおりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤稔雄君） 雇用の問題については、大変理解しました。もっともこのような形の中で雇用を行って、用いて雇用した労力を被災地の支援に回すということは、機会があればそれはやはり国の重鎮が言うことであ

れば財政的な裏づけが発生することでもありましょうし、そういったような場合は雇用上失業なされる方などを雇って、それをもって現地に向かって支援するというのも大事なのかなと、考え方としては私は決して間違っていないと思いますけれども、ただ現実には今やっているのといろいろダブってきたりすると複雑になったり、あるいは財政的な裏がとれない場合は慎重にやるということで、それはそれで理解しましたけれども、国のこういったような動きがあるということだけは常に念頭に置いていただきたいと思います。

それから、住家の関係でございますが、私も例えば仙台市でやっていますよ、大崎市でやっていますよと言われても、その自治体自治体の考え方があるし財政的な問題もあるし、やはり今県が一定の基準を示してその基準に基づいて査定をして公費負担というものを構築していくという考えでございました。そうであれば本当は何もかにもしてやりたいのは自治体として当然でありますけれども、やはり先立つものとして財政的なものをどこまで踏み込んだらよいのかというそういう問題がありますので、前の北部連続地震のときは1戸当たり全壊で30万だったか補償しました。今回はそういったようなことでは莫大な費用がかかるということで、その余力があれば全部復旧に回すということであれば、復旧の回し方がこういったところに回ってくるのかな。そして、どの程度まで踏み込んで公費負担があるのかなと、私自身も非常にわからない部分でございましたので、もし県が本気になって基準を設けてやるという統一した見解での被災住家の適用に関する公費負担を示すのであればやはり自治体同士の甲乙のない形の中で涌谷町としても取り組んでいただきたいと思いますので、その辺をもう一度取り組み方についてちょっと今後の取り組み方をもう一回聞かせていただきたいと思います。

それから、幼保一元の方の関係でございます。いわゆる事業の見直しでございますけれども、町長は当然のことながら復旧にまず全力を持つ。当然でありますので、私はそれは当然でございますけれども、ただし復興となりますと、その復興の先には、復旧は現状復帰でございますけれども、復興というのは私も今回の特別委員会の中でつくづく思いましたのは、その復旧の先にどのような町が見えるかということが復興でございますので、そのときこの復旧をなし遂げた後には、涌谷町はこういったような国保税の問題の方でも、あるいはいろんな福祉、医療の関係、一切の方が新しい涌谷はこうなるよという復興のビジョンをやっぱり示すべきではないのかなと思います。これはきっちりとした時間をして知恵を出し合って、涌谷町が震災復旧後にはこのような復興の涌谷の姿がありますよという中で、そういったような中できのうも総合計画の見直しなどの話がありましたけれども、復興のビジョンとして示していただきたいと思いますが、もう一度お伺いします。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 解体費用の公費負担でございますけれども、先ほど申しましたように、まず情報を全部そろえたいと思います。特に近隣の情報をそろえまして、それと並行してただいま復旧関係の査定等が進んでおりますので、そこら辺で事業費がどのぐらいになるか、単費がどの程度持ち出しになるのか、その辺を整理しながら今後この解体費用に充てられる一般財源、どの程度出てくるのか。一つだけぼんと構築するわけにはもちろんまいりませんので、その辺を勘案しながら計画をつくっていききたい。できれば次の9月議会あたりに一つの案ということでお示しできればなということで、その前に内部で、それから上司と相談しながら案をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） まず、第4次総合計画の後期計画をつくりまして、それをまずは見直しをしながらつくり

上げて、それにつきまして財政とこれができるのかできないのかといったふうなことでお金の面で議論をさせていただきながら、涌谷町は本当に福祉の町としてふさわしいのかといったふうな疑問も持っておりますので、例えば医療福祉センター、あるいはあのゆうらいふのわきでありますと、子供たちもいわゆるおじいちゃんおばあちゃんのあの姿を見たときには、かわいそうだと思われるような、あるいは支えてあげたいといったふうなお気持ちも出るであろう、それこそが涌谷町が素晴らしい福祉の町として誕生するであろうといったふうなことも町長としては考えておりますので、その点については幼保一体の施設はまずはあそこがいいのかといったふうな、ある意味での疑問も持ちながら当分の間はといったふうなこともございまして、いわゆる涌谷の町は子供も大人もお年寄りも元気な町だと、こんな感じで涌谷の町をくるんでいきたい、包んでいきたいとそんな気持ちで町長は今の心境を申し上げさせていただきますが、いずれにしても裏づけがなければできませんので、ただ夢を追いながらその町の素晴らしいところを見つけ出しながら、この町が本当に若者も子供もお母さんもお父さんもおじいさんもおばあさんもお互いに支え合うといったふうなことで立派な社会を形成できるのではないのかといったふうな町長としてはそんな夢なども描いているわけでございまして、先ほど申しましたようにその裏づけは何かとあって、そのまずは復旧が第一であろうと。そしてまた、向こうに見えるのは復興といったふうな気持ちで第4次総合計画の後期計画の中で見直しをしながら頑張らなければいけないといったふうな気持ちを抱いておりますので、今の町長の心境はそのような町だといったふうにお考えいただければ幸せだと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

5番。

○5番（伊藤雅一君） 被災者への対応ということで、ご質問させていただきます。私、麓岳地域を一応回らせていただきましたが、迫川のやっぱり周辺に住んでいる方の中に住宅なり作業場が半壊以上、大規模半壊、全壊とこういった方々がおられます。そして、その状態の中に現在も住まいをしておられます。つまり、私から見ると、これは危険、危機が伴っているなというふうに、二次災害といいますか、そういったものをやっぱり感じます。それから、健康上も、ビニールハウスの中に住んでいる方もおられます。戸数はそんなに多くはありませんが、これひとつ大変恐れ入りますが、きょうの補正の中でも見られませんが、ぜひひとつ担当課長さんに自分の目で直に生活状態、どういう状況のところまで今住まいをしておられるか、ぜひごらんをいただいて、私は対応を考えていただきたいと。私は、実は仮設住宅を近くに準備をしてもらいたいと、こういうふうに思っております。もちろんその方々は既にもう罹災証明と同時に仮設住宅の取得申請をしておられるわけです。そういったこととございまして、このことをひとつ前にも申し上げたことがございまして、ぜひひとつ直に自分の目で確認をして対応を考えていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、もう一つは、本日のこの補正の中で歳入歳出、ほとんどもう災害関係が盛り込まれておりますが、この内容を理解する上で国とか県、それからさらにはそちらの方から補助のほかには融資、各使途によって融資もいろいろとあるようでございます。これらの補助率、それから資金の金額の割合ですか、それから金利とか、こういった一覧的に理解のできるような表をこういった予算書の中につけ加えていただければ、この予算書を理解する上で非常に理解をしやすいと、得やすいというふうには私は思います。そういった意味で今後もまだまだこういったことは続くであろうと思いますので、ひとつ今後にそういったことをお願いしておきたいというふうに思います。以上でございます。答弁はなくても結構です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

13番。

○13番（笹木健一君） 防災組織について聞きますけれども、先ごろの大震災により当町においても大きな被害を受けたところでございますが、今回の大震災について自主防災組織のあったところとないところではどういう違いがあったのか、それをまずお聞きしたいと思います。そして、今町内に幾つの防災組織があるものか。災害はいろいろ言われておりますけれども、あしたに来るかもしれません。もっと大きなものが来るかもしれません。そういうときに町民の皆さんがこの熱の冷めないうちに、全町にわたって防災組織を結成してやるという行政側の努力、そういうものをお聞かせいただければいいと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 自主防災組織については、きのうの2番議員さんの一般質問の際にお答えして、ちょっときょうは資料を持ってきていなかったのですが、今町内で半分の行政区まではまだ結成されていないかと思っております。それで、2番議員さんの一般質問の際にもお答えしたように、漠然とした感じで自主防災組織があったところの方が、具体例を申しますと例えば避難所の運営であるとかそういったところに迅速に対応に当たっていただけたというふうには感じておりますが、それが実際の住民の方にとってどうだったのかということについて、今後ちょっとアンケートのような方法でも実際自主防災組織のあった行政区となかった行政区の意識とか、今回の震災にあった違いみたいなどをちょっと探してみたいというふうに考えております。あと、熱いうちにとのお話で、自主防災組織の結成については今度24日に、あさってですか、行政区長会議がありますので、その際に危機管理室の班長の方が出て自主防災組織結成についての改めて行政区長の方をお願いをしたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第11、議案第41号 平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、第41号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億6,146万6,000円を追加し、総額を7億2,032万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして、東日本大震災の災害復旧事業に係る工事請負費及び補償費の計上でございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第41号についてご説明をいたします。

予算書の3ページをお開きいただきます。

第2表地方債補正でございますが、公共下水道災害復旧事業として5,640万円の増額をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

国庫支出金で公共下水道災害補助金でございますが、災害復旧事業の国庫補助金として1億560万円の増額をお願いするものでございます。補助率は3分の2となっております。

繰入金で一般会計繰入金53万4,000円の減額でございますが、これにつきましては人事異動による人件費の減額によるものでございます。

次に、町債でございますが、公共下水道災害復旧事業債でございますが、第2表地方債補正でご説明いたしました災害復旧事業に係るものでございまして、5,640万円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきます。

災害復旧費で工事請負費でございますが、管路等災害復旧工事費で見込みによりまして1億6,120万円の増額をお願いするものでございます。

補償補てんでございますが、これも災害復旧工事に伴うものでございまして、水道管の移設補償として80万円の増額をお願いするものでございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第12、議案第42号 平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億7,650万円を追加し、総額を7億3,712万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳出におきまして東日本大震災の災害復旧事業に係る工事請負費及び補償費の計上でございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第42号についてご説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きいただきます。

第2表地方債補正でございますが、農業集落排水事業災害復旧事業として1億2,090万円の増額をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

国庫支出金で農業集落排水災害補助金でございますが、災害復旧事業の国庫補助金として4億5,560万円の増額をお願いするものでございます。補助率は10分の8となっております。

次に、町債でございます。

農業集落排水災害復旧事業債でございますが、第2表の地方債補正でご説明いたしました災害復旧事業に係るものでございまして、1億2,090万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきます。

歳出でございます。

災害復旧事業費で工事請負費でございますが、農業集落排水の管路等災害復旧工事費で見込みによりまして5億5,650万円の増額をお願いするものでございます。

次に、補償補てん及び賠償金でございますが、災害復旧工事に伴うもので水道管の移設補償等で2,000万円の増額をお願いするものでございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

11番。

○11番（遠藤釈雄君） 説明をつけ加えてほしいのですが、一応先ほどの公共下水道もありましたが、今回の農集排においても復旧事業債を起こしておりますけれども、やはり心配なのは5番議員さんがいつも言われるように起債の手当てです。国の後年度の手当て。その部分がどうなっているかということちょっと説明していただいて、このまままともに二つ合わせますと2億近くの町債が発生するというので、それを説明をもう少し、次の交付税充当率がどうなるかとか、そういったのがあれば説明としてもそれは完璧だと思いますけれども。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） ただいま災害復旧事業に伴います災害復旧債ということでございますけれども、これは国庫補助金の残りの分、全額に対して起債を充てるということになっております。この起債に対しましては、後ほど交付税措置されるということで関係機関からはお話をいただいているところでございます。算入率については95%ということでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 農集排の方の補助金が4億5,560万、公共下水道が1億500万、3億5,060万農集排の方が多いのですが、要するに公共下水道より被害が大きかったということですね。具体的にどういうふうな大きさ、公共下水道と農集排を比べてその違いはどのようなところがあったのですか。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） ただいま公共下水道と農集排の補助率のちがいということでご質問でございますけれども、まず最初に農集排の補助率10分の8というものは、これはたしか激甚災ということで想定して補助率が決定されているようでございます。公共予算につきましては、通常の災害復旧費ということで3分の2で今予算計上してございます。（「施設は」の声あり）

農集排でございますけれども、これは先ほどご説明でも申し上げましたが、事業の見込みということで計上させていただいております。それで、農集排の方は実は災害の査定が8月半ばということで、まだ調査の方が今調査中でございます。

下水道の方は第1回目が6月15日、それから次回が7月上旬ということで、少しその辺公共下水道が調査が進んでいるということで、大変申しわけありませんけれども、ある程度見込みということで計上させていただいたところでございます。これは管路の延長もございまして、一つは……。一つは、公共下水道の現在の

管路延長が約42キロでございまして、農集排の方が約50キロ近くということで管路延長もございまして。それから、今後農集排については現場の方を今から精査していくわけでございまして、先ほど申し上げましたように見込みということで延長は多くなってございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号 平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第13、議案第43号 平成23年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,549万5,000円を追加し、総額を13億560万1,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、平成22年度決算見込みによる精算及び第5期介護保険事業計画策定に係る措置でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、議案第43号補正予算を説明いたします。

予算書の6ページ、7ページをお開きください。

初めに、6の財産収入で②の介護従事者処遇改善臨時特例基金利子2,000円の増でございまして。基金利子でございます。

それから、7繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金、それからもう一つ、その他一般会計繰入金につ

きましては、各事業の組み替えと人件費等でのそれぞれの増減でございます。

次の基金繰入金①の介護保険給付基金繰入金、マイナスの378万4,000円でございますが、過年度収入との財源の組み替えによる減額でございます。

それから、繰越金、①の前年度繰越金でございますが、決算見込みによる増額計上でございます。

それから、その下の雑入で①介護給付費精算交付金ということで378万4,000円の増額でございますが、これは追加交付による増額でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

まず、総務費の一般管理費、委託料につきまして、第5期介護保険事業計画策定に伴う業務委託料でそれぞれ増額をお願いするものでございます。昨日も一般質問の中で介護保険のことで計画のことをお話ししましたが、日常生活圏域ニーズ調査が終了いたしました。きのうもお話したように、回収率が88.8%ということで、65歳以上の多くの方々から今後の介護保険についてのご意見等々をお聞きいたしましたので、それを今回分析、検討、それから今後の3年間の計画を策定する業務として186万9,000円をお願いするものでございます。

それから、その下にまいります。介護認定調査事務費につきましては、介護認定調査委員として雇用いたしております一人分の賃金でございますが、4月の人事により臨時職員から嘱託職員ということの採用になりましたので、臨時職員分を減額し、嘱託職員分として188万8,000円を増額するものでございます。

それから、基金積立金、介護保険給付基金積立金につきましては、決算見込みによる余剰金を積み立てるものでございます。積み立て後の基金残高を申し上げます。介護保険の基金残高につきましては、1億3,070万1,000円となるものでございます。

次のページをお願いします。10ページ、11ページでございます。

上の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金ということで、先ほど歳入でも見ておりましたが、今回は2,000円の増となるものでございます。

それから、一番下の諸支出金の償還金でございますが、決算見込みによる平成22年度の国及び県の介護給付費負担金の返還でございます。返還金に関しましては173万1,000円。それから、その下の28繰出金、これにつきましては一般会計繰出金、同じく平成22年度の精算での戻しでございます。

以上でございます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成23年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号 平成23年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第14、議案第44号 平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎市水道部のご厚意によりまして、給水活動支援の一助にと1トントラックの無償譲渡を受けましたことから、今後公用車として使用するための所要の経費を補正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号 平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第15、議案第45号 平成23年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災いたしました箇所（箇所）の修繕に伴う経費を補正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第45号の説明をいたします。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条でございます。第2条につきましては、当初予算の3条本文になお医業費用中、経費3億555万1,000円の財源の一部に充てるため企業債（災害復旧事業債5,600万円を借り入れる）を加え、収益的支出の予算を次のとおり補正する。

2款1項医業費用でございますが、5,620万4,000円を補正いたしまして、21億4,734万7,000円といたすものでございます。

次に、3条でございますが、企業債の追加でございます。災害復旧事業債として5,600万円の借り入れをして財源の手当てをするものでございます。これにつきましては、後年度交付税措置によりまして95%の元利償還分が交付されるというものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

収益的支出の補正でございます。災害復旧関連経費として、修繕料5,216万8,000円とその設計委託料等403万6,000円の補正でございます。

主な修繕内容につきましては、外壁、内壁のクラック等の補修、それからペントハウスの補強、屋外補修や浄化槽等の改修を行うものでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成23年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号 平成23年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第16、議案第46号 平成23年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋莊治君） それでは、議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災いたしました箇所の修繕に伴う経費を補正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） 議案第46号の説明をいたします。

1 ページ、お聞きいただきたいと思います。

第2条でございます。当初予算の3条の収益的支出の予算額に861万5,000円を増額するものでございます。

4 ページ、5 ページをお聞きください。

収益的支出の補正でございます。災害復旧関連経費として修繕料738万4,000円とその設計等委託料123万円をそれぞれ補正するものでございます。主な修繕内容といたしましては、外壁、内壁のクラックの補修でございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成23年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号 平成23年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎農業委員の推薦について

○議長（大橋信夫君） 日程第17、農業委員の推薦についてを議題といたします。

議会先例により、全員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時44分

○議長（大橋信夫君） それでは、本会議を再開いたします。

農業委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、学識経験を有する者4人以内を議会在推薦しなければなりません。

お諮りいたします。

この件につきましては、先例に従い学識経験者一人を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会在推薦する学識経験を一人と決しました。

お諮りします。

指名の方法は、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選と決しました。

お諮りいたします。

指名については議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、指名については議長において指名することに決しました。

全協で皆さん方にご案内申し上げました方の除斥を求めます。

[木村正義君除斥]

お諮りいたします。

議会在推薦の農業委員として、木村正義議員を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会在推薦の農業委員として、木村正義議員を推薦することに決しました。

[木村正義君着席]

木村正義議員に告知いたします。

先ほど、満場一致で農業委員に推薦いただきましたので、ご報告申し上げます。先ほど、もう一名の女性農業委員の推薦につきましては、継続審査ということに皆様方からご審議いただきましたけれども、9月議会におきまして議会在推薦の人数と氏名をご相談申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「いいです」の声あり）ありがとうございます。



◎委員会の閉会中の継続調査・審査について

○議長（大橋信夫君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各委員会委員長から、目下各委員会において調査・審査中の事件につき、会議規則第70条の規定により、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決しました。



◎閉会の宣告

○議長（大橋信夫君） 以上をもって今期第6回涌谷町議会定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。

よって、今期第6回涌谷町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時18分

以上、会議の経過は事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

議 長 大 橋 信 夫

署 名 議 員 長 崎 達 雄

署 名 議 員 遠 藤 积 雄